

（三）千島ヶ淵戦没者墓苑建設関係

【三三五】米国管理地域における戦没者の遺骨の送還、慰霊等に関する件（閣議了解事項）（昭和27年10月23日）

（昭、二七、一〇、二三）
閣議了解事項

米国管理地域における戦没者の遺骨の送還、慰霊等に関する件

太平洋諸島中米国管理地域における日本人戦没者の遺骨の収集、送還及び慰霊は、左記の要領により行う。

記

- 一 地域は、南鳥島、ウエーキ島、サイパン島、テニヤン島、グアム島、アンガウル島、ペリリュー島及び硫黄島とする。
- 二 方法は左のとおりとする。
 - 1 十五名以内の派遣団を編成する。なお、この作業のため、少数の労務者を同行する。
 - 2 派遣団は、十一月下旬に出発し、別紙計画に従い各島を巡回して遺骨を収集し、慰霊の上送還する。
 - 3 各島に小形の記念碑を建てる。

備考

- 1 フォート、リチャードソン及び沖縄島に関しては、別途に行う。
- 2 送還した遺骨のうち、氏名の判明せるものは、その遺族に交付し、残りは国において納骨堂を建てて納骨することを建前とする。

三 米国管理地域（アッツ島を除く。）における遺骨の収集等の顛末

米国管理地域諸島における戦没者の遺骨の収集並びに慰霊のため政府派遣団（政府職員八名、遺族代表四名、宗教家代表三名、作業員三名計十八名）が運輸省航海訓練所練習船

「日本丸」に乗船し、昭和二十八年一月三十一日東京港を出発した。爾來南鳥島、ウエーキ、サイパン、テニヤン、グアム、アンガウル、ペリリュー及び硫黄島の各島において遺骨の収集及び慰霊行事と、行動海域附近に散華した諸島の海上慰霊を行い、四十七日間にわたる航海を終え三月十九日東京港に帰港した。この間、各島において収集され、派遣団が携えて帰還した遺骨は、姓名の判明したもの四十柱、姓名の判明しないもの約四百柱で、遺品は百二十九点であった。（註）各島においては、米国側の全面的協力を得たが、上陸は米国側の方針で一島それぞれ一日に限られたため遺骨の収集の時間乏しく、墓地の発掘も形式的発掘に止めざるを得なかった。これ等遺骨、遺品は、同夜は厚生省に仮安置し、翌二十日東京共済会館に移し、同所で政府主催により「南方諸島戦没者追悼式」を盛大に挙行した。追悼式終了後氏名の判明している遺骨はその遺族に渡し、その他の遺骨遺品は、式後二日間厚生省に仮安置しこの間遺族その他一般の拜礼があった。その後は引揚援護庁復員局に移され建設予定の納骨施設完成まで仮安置されることとなつていく。

【三三六】戦没者遺骨の納骨等に関し検討すべき諸点（昭和28年4月）

戦没者遺骨の納骨等に関し検討すべき諸点

- 一 納骨すべき遺骨の範囲等について
 - (1) 太平洋戦争の戦没者に限るか。
 - (2) 政府において収集した遺骨に限るか。
 - (3) 内外地の戦災者を加えるか。
 - (4) 在外死没者（特に満洲の例）を加えるか。
 - (5) 外国墓地に埋葬されている遺骨の扱をどうするか。
 - (6) 有名遺骨
 - (A) 有名遺骨 日本には移処せず、現地の墓地を整える。
 - (B) 無名遺骨
 - (A) 有名遺骨 日本に移処せず、現地の墓地を整える。
 - (B) 無名遺骨 日本に移処せず、現地の墓地を整える。
 - (7) 日本近海において沈没した艦船の引揚遺骨はどうするか。
- 二 納骨施設の態容について
 - (1) 墓地を作るか。
 - (2) 「無名戦没者の墓」として碑を建て、その地下を納骨施設とするか。
 - (3) 「戦没者の碑」とし、その地下を納骨施設とするか。
 - (4) 彫刻を配する記念碑を別途同一敷地に設け又はこれと前各号の一を兼ねたものとするか。
 - (5) いわゆる堂宇とするか。
 - (6) 名称はどうするか。
 - (7) 幽邃な地域を選ぶか、都心を選ぶか。
 - (8) 民間の奉賛団体等の寄進を受けるかどうか。
- 三 戦没者記念碑について
 - (1) 墓地又は戦没者の墓（又は碑）の外に記念碑を作る必要があるか。
 - (2) 顕彰
 - (A) 顕彰 憲法との関係
 - (B) 鎮魂又は慰霊
 - (C) 追悼
 - (D) いろいろの意味をこめて
 - (3) 一号と本号との死没者の範囲は一致しなくてもよいこととするか。

- (3) 納骨施設と分離して考えるべきことであるか。
- (4) 将来適当な時期まで見送るべきものとするか。
- (5) 民間団体の動きをどう扱うか。
- (6) 靖国神社に合祀されている者との関係はどう考えるか。

四 建設計画について

- (1) 関係各省との協議機関を設けるか。
- (2) 国会及び主要関係団体並びに学識経験者の意見聴取の範囲をどう扱うか。

五 維持管理について

- (1) 直接政府において当ることとするか。
- (2) 年一回又は春秋二回程度の行事を毎年行うこととするか。
- (3) 政府において当ることとするが、民間奉賛団体の協力を求めることとするか。

【三三七】太平洋戦争死没者の遺骨の取扱等に関する件（閣議決定（案）（昭和28年4月））

太平洋戦争死没者の遺骨の取扱等に関する件 閣議決定（案）

太平洋戦争死没者の遺骨の取扱等についてはおおむね左により行い、国民敬弔の素志に副わんことを期する。

記

- 一 現に恒久墓地として当該国において管理されており又は在外公館において管理しうる墓地は「日本人戦没者の墓」として政府（当該在外公館）において維持管理すること。この場合必要ある場合は適当な墓標を建て又は相当の補修等の工事をなす外定期の清掃献花等を行うこと。
- 二 太平洋戦争の主要戦闘地域には政府派遣団を派遣し、遺骨の状況を明にするとともに現地において追悼の行事を行うこと。
- 三 仮埋葬地又はその他の地にある遺骨（第一号の遺骨を除く。）のうち氏名の判明するものはその全部を、氏名の判明しないものはその分骨を、在外公館又は政府派遣団により、日本に移処すること。
- 四 日本に移処した遺骨のうち氏名が判明するものは、遺族に引き渡すことを建前とすること。
- 五 氏名が判明しない遺骨は国において設置する「無名戦没者の墓」（仮称）に納骨すること。
- 六 「無名戦没者の墓」は東京都内の適当な地に設け、国が維持管理すること。

備考

- (1) 太平洋戦争の主要戦闘地域は、おおむね別表のとおりとし、政府派遣団を派遣すべき時期は、当該国との折衝等を考慮し決定するものとする。
- (2) 「無名戦没者の墓」は、昭和二十八年年度に完成しうるよう計画する。

【三三八】別紙（一）「無名戦没者の墓」に関する件（閣議決定）（昭和28年12月11日）

別紙（一）

「無名戦没者の墓」に関する件 昭二八、一二、一一定 閣議 決定

太平洋戦争による海外戦没者の遺骨の収集については、関係国の了解を得られる地域より逐次実施しているが、これらの政府によつて収集する遺骨及び現に行政機関において仮安置中の戦没者の遺骨であつて遺族に引き渡すことができないものの納骨等については、おおむね左により行うこととする。

- 一 遺族に引き渡すことができない戦没者の遺骨を納めるため、国は、「無名戦没者の墓」（仮称、以下「墓」という。）を建立する。
- 二 「墓」に納める遺骨は、政府において収集する戦没者の遺骨及び現に行政機関において仮安置中の戦没者の遺骨であつて遺族に引き渡すことのできないものとする。
- 三 「墓」の規模構造については、関係方面の意見を徴したうえ所要経費とともに別途決定するものとする。
- 四 「墓」の維持管理は、国の責任において行うものとする。

【三三九】別紙(二)「無名戦没者の墓」に関する説明資料（閣議決定に際してのもの）（昭和28年12月11日）

別紙(二)

「無名戦没者の墓」に関する説明資料

（昭和二八、二二、一一閣議決定に際してのもの）

- 一 政府の遺骨収集計画について
海外戦没者の遺骨の収集については、さきに米国管理地域たる太平洋諸島及びアッツ島関係について実施してきたところであるが、その他の主要戦闘地域についても関係国の了解が得られる地域より逐次実施に移すよういたしたい。
 - 二 「墓」に納める遺骨の範囲について
(イ) 「墓」に納める遺骨の範囲は次のとおりとする。
(イ) 政府において海外より収集する戦没者（戦没軍人軍属及びこれ等の者と同様の事情のもとにおいて死没した一般邦人を含む。）の遺骨であつて、遺族に引き渡すことができないもの。
(ロ) 現に行政機関（都道府県を含む。）において、仮安置中の戦没者の遺骨であつて、遺族に引き渡すことができないもの、但し、都道府県において仮安置中のものについては、当該都道府県との協議による。
(ハ) 前二号の遺骨以外の軍人、軍属の戦没者の遺骨であつて、遺族に引き渡すことができないもの。
(ニ) 内地における空襲等による死没者の遺骨については、おむね当該都道府県又は市町村において処理されており、又これらの遺骨を併せて納めることとする。これは、「墓」の性格があいまいなものとなるので、これらの遺骨は「墓」には納めないこととしたい。
 - (三) 戦没軍人軍属の遺骨であつて、既に遺族に引き渡されているものについては、これを「墓」に分骨して納めることは、この「墓」の性格からみて適当でないと考えている。
- 三 靖国神社との関係について
靖国神社は、全戦没者の「霊」を祀るものであるに反し、「墓」は、前号に述べたような特別な事情にある遺骨を納め

る施設であるので、両者の性格は、おのずから異り、両者は観念上も実体も抵触するものではない。

四 名称について

「無名戦没者の墓」としたい。なお「無名戦士の墓」という名称も一案として考えられる。

五 敷地の選定について

東京都内において、なるべく交通に便利な適地を選定するようになりたい。

六 規模構造について

広く学識ある者の意見を徴し、国が建立する無名戦没者の墓たるにふさわしい規模構造とするようにしたい。

七 維持管理について

国において直接当ることとするが、なお、関係団体の協力をも得るよう考慮したい。

【三四〇】六「墓」に関する各団体の主なる意見（昭和28年12月11日）

六 「墓」に関する各団体の主なる意見

全日本無名戦没者合葬墓建設会

日本遺族会

日本宗教連盟

靖国神社

海外戦没者慰霊委員会

- (1) 名称は「無名戦没者の墓」とされたい。
- (2) 「合葬墓建設会」を「墓建設奉賛会」とし一定期間を定め基金運動を継続せしめられたい。
- (1) 「墓」の建立には賛成である。
- (2) 墓の名称、建立の場所については、最終意見を暫く保留したい。
- (1) この墓において民間団体が慰霊行事を行うことを妨げないこととしたい。
- (2) 墓の名称については、充分考慮の上決定されたい。
- (1) 政府において「墓」を創設されることは当然のことで賛意を表す。
- (2) 「無名戦士の墓」は外国のそれを連想させ「墓」の実体にも即しないのでなお慎重に考慮されたい。
- (3) 敷地は靖国神社の地域とされたい。
- (1) 原案に異論なし。

【三四一】「無名戦没者の墓」(仮称)の建立について
(昭和28年12月)

「無名戦没者の墓」(仮称)の建立について 厚生大臣談

政府は、さきに遺骨収集のため派遣団を派遣し、米国管理地域である太平洋諸島及びアッツ島(アッツの遺骨を移葬したアラスカを含む。)から多数の遺骨を持ち帰ったのでありますが、これらの遺骨の大部分は、戦後十餘年を経っておりますが、その氏名が判明いたさず、これを御遺族個々にお渡すことはできない実状にあります。これらの御遺骨は、現在引揚援護庁復員局庁舎内に仮安置いたしておりますが、これを現状のままにいたしておきますことは、遺骨収集の本義に副わず、且つ、遺族の念願にも反することであり、これをなるべくすみやかな機会に納骨する措置をとりたいと考えた次第であります。

従つてこの墓は、国に殉じた無名戦没者の墓として永く後代に残るものであることにかんがみ、政府としては、本日閣議決定をいたします前に全日本無名戦没者合葬墓建設会、日本遺族会、日本宗教連盟その他関係の団体並びに学識者の御意見を聞き、これを尊重しながら基本的な考え方を決定した次第であります。現段階におきましては、どの程度の規模のものとし、どのような構造をとるか、最終的にどうゆう名称とするかということは、今後国会、関係団体及び専門家等の御意見を承わつて計画を取り進めて参るようになりたいと考えております。

【三四二】「無名戦没者の墓」に関する説明資料(昭和28年12月)

「無名戦没者の墓」に関する説明資料

一 政府の遺骨収集計画について

海外戦没者の遺骨の収集については、さきに米国管理地域たる太平洋諸島及びアッツ島関係について実施してきたところであるが、その他の主要戦闘地域についても関係国の了解が得られる地域より逐次実施に移すよういたしたい。

なおこのうち英領太平洋諸島及びオーストラリア地域については、できれば本年度内に実施し得るよう両国政府に申し入れるよういたしたい。

二 「墓」に納める遺骨の範囲について

(一) 「墓」に納める遺骨の範囲は次のとおりとする。

(イ) 政府において海外より収集する戦没者(戦没軍人軍属及びこれ等の者と同様の事情のもとにおいて死没した一般邦人を含む。)の遺骨であつて、遺族に引き渡すことができないもの。

(ロ) 現に行政機関(都道府県を含む。)において、仮安置中の戦没者の遺骨であつて、遺族に引渡すことができないもの、但し、都道府県において仮安置中のものについては、当該都道府県との協議による。

(ハ) 前二号の遺骨以外の軍人、軍属の戦没者の遺骨であつて、遺族に引渡すことができないもの。

(ニ) 内地における空襲等による死没者の遺骨については、おむね当該都道府県又は市町村において処理されており、又これらの遺骨を併せて納めることとする場合は、「墓」の性格があいまいなものとなるので、これらの遺骨は「墓」には納めないこととしたい。

(三) 戦没軍人軍属の遺骨であつて、既に遺族に引き渡されてゐるものについては、これを「墓」に分骨して納めることは、この「墓」の性格からみて適当でないと考えている。

三 靖国神社との関係について

靖国神社は、全戦没者の「霊」を祀るものであるに反し、「墓」は、前号に述べたような特別な事情にある遺骨を納める施設であるので、両者の性格は、おのずから異り、両者は觀念上も抵触するものではない。

四 名称について

「無名戦没者の墓」としたい。なお「無名戦士の墓」という名称も一案として考えられる。何れにせよ、「無名」という用語は、この場合必ずしも正確な用例ではなく、むしろ「不明」又は「無縁」といふべきものであるが、慣用上敢えて「無名」という用語でも差し支えないのではないかと考えている。

五 敷地の選定について

東京都内において、なるべく交通に便利な適地を選定するようになりたい。

六 規模構造について

広く学識ある者の意見を徴し、国が建立する無名戦没者の墓たるにふさわしい規模構造とするようにしたい。

七 維持管理について

国において直接当ることとするが、なお、関係団体の協力をも得るよう考慮したい。

【三四三】三 「無名戦没者の墓」に関し審議すべき事項（昭和29年5月）

- 一、名称について
- 二、敷地の選考について
- 三、規模について
- 四、構造について
- (1) 墓碑（材質・形状・墓誌・地下納骨施設）
- (2) 造苑
- (3) 門扉・外柵
- (4) 記念建造物
- (5) 休憩室（参考品展示室を兼ねる。）
- (6) その他
- 五、予算について
- 六、計画及び工事の時期について
- 七、建設後の維持管理について

【三四四】別添 「無名戦没者の墓」（仮称）に関し意見を聴取する関係者名簿（昭和29年6月1日）

別添

「無名戦没者の墓」（仮称）に関し意見を聴取する関係者名簿

（厚生省）
（二九、六、一）

（国会）（未定）

- 自由党（衆）
 - 改進黨（衆）
 - 日本社会党（左）（〃）
 - 日本社会党（右）（〃）
 - 緑風会（〃）
 - 無所属（〃）
- （参）
（〃）
（〃）
（〃）
- 10人

（関係団体）

- 日本遺族会々々長
 - 日本宗教連盟理事長
 - 海外戦没者慰霊委員会副委員長
 - 全日本無名戦没者合葬墓建設会々々長
 - 日本英霊奉賛会常務理事
 - 靖国神社崇敬者総代
 - 日本新聞協会事務局長
 - 日本建築学会々々長
 - 日本造園学会々々長
- 高橋龍太郎
御木徳近
山下義信
村上義一
清水菊三
館水哲二
津田正夫
石井清
井下清
- 9人

（都道府県）

- 全国知事会々々長
 - 東京都知事
- 安井誠一郎

（関係各省）

- 内閣官房副長官
 - 大蔵省主計局長
 - 文部省調査局長
 - 建設省計画局長
- 江口美登留
森永貞一郎
小林行雄
澁江操一

（注）右の外、必要に応じ、学識経験者を追加することがある。

（厚生省出席者）

10人

- 厚生大臣
 - 厚生政務次官
 - 厚生事務次官
 - 厚生大臣官房国立公園部長
 - 厚生省引揚援護局長
 - 大蔵省主計局主計官
 - 厚生大臣官房総務課長
 - 人事課長
 - 同 会計課長
 - 同 広報連絡課長
 - 厚生省引揚援護局総務課長
- 草葉隆サ
中村マサ
木村忠二
森本繁
田辺繁
大村筆雄
小山中進
昌中順一
堀岡吉次
同 齊田浅太郎
山本浅太郎

【三四五】「無名戦没者の墓」打合会における厚生大臣挨拶要旨(案) (昭和29年6月12日)

「無名戦没者の墓」打合会における厚生大臣挨拶要旨(案)

本日は、「無名戦没者の墓」について御高見を拝聴いたすため、国会議員の方々、関係団体及び関係各省の代表の方に御案内状を差し上げましたところ、皆様方には時局柄特別御繁忙の中をお差し繰り御出席いただきましたことを厚く感謝いたします。

今次大戦による戦没者の御遺骨のうち、未だ故国にお移しできないものについて、政府といたしましては可能な限りこれを日本に迎えることとし、昨年は米國太平洋地域たる南方八島並びにアツツ島関係について行い、本年度は英國管理地域の太平洋諸島及び濠州地域につき行おうべく目下兩國政府と折衝いたしておるような次第であります。

これら御遺骨のうち、氏名が判明するものは御遺族にお渡しいたすこととしたのであります。氏名の判明しない御遺骨及び氏名が判明しても引き渡すべき御遺族が不明なもの、これを國において建立する墓に葬ることとし、昨年十二月、これに関する閣議決定があつたのであります。その詳細については事務次官より説明をいたさしますが、このような施設は、國として前例のないものであり、又この施設は、永遠に残るものであることにかんがみましても、その敷地、規模、構造並びに建立後の維持管理の方針については、当初より関係の皆様方の深い御理解と御協力をいたして周到な配慮の下に計画されその結果、現在及び将来にわたり、広く國民が納得できるようなものにしたす必要があろうと存するのであります。

そこで本日は、主として本事業の計画を進める基本的事項についてお打合をいただき、後、漸次具体的問題に入り、その都度必要に応じ、関係の皆様方やその外、専門家の方々の御意見をも聴くようにし、計画案を取り進めるようにして行くようにしたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと存じます。

第一回の打合会を開催いたすに当り、一言御挨拶を申し述べ、これより議事に入らせていただきます。

【三四六】第一回「無名戦没者の墓」に関する打合会議事記録(昭和29年6月16日)

昭和二十九年六月十六日第一回

「無名戦没者の墓」に関する打合会議事記録

厚生省

- 一、日時 昭和二十九年六月十六日
 - 二、場所 厚生大臣室
 - 三、出席者 別添名簿のとおり
 - 四、議事経過
- (一) 厚生大臣挨拶
 - (二) 木村次官説明
 - (三) 引揚援護局長打合事項の説明 要旨別添(一)のとおり
 - (四) 出席者の意見(要旨)

逢 沢 (日本遺族会副会長)

日本遺族会で強い要望があり、私はそれを伝える義務があるので打合会の議事に入る前に是非一言お伝えしたい。

即ち、墓の位置は、是非とも靖国神社境内に設けられたいということである。海外の例を見ても、このような墓は将来儀礼的行事の中心となり、外国使節もここに詣ることとなるだろうが、墓に詣つた人が、総て靖国神社にも詣でることになることが望ましいので、墓の敷地は、是非とも靖国神社の境内とされたい。

清水 (日本英霊奉賛会常務理事)

墓に納める遺骨について、先程の引揚援護局長説明においては、限定的な遺骨を收納するように申されたが、納骨される遺骨は、政府が収集し又は政府において仮安置中の遺骨に限らず、広く我々民間団体等が集めたものも納骨しないか。遺骨収集事業は、これをすべて政府の手だけでやるとい

とはとても大変である。我が会は、今秋開催される世界仏教徒会議の際にも海外戦没者遺骨の収集計画を陳べる積りだ。このようにして我々の集めた遺骨も含めて貰いたい。

田 邊 (引揚援護局長)

必ずしも政府の集めたものだけに限定するものではない。(趣意説明)

井 下 (日本造園学会々々長)

納骨施設を設けた場合においても、総ての戦没者の遺骨を網羅して收納できるものではない。外国の例をみても、墓に一部の遺骨を納骨しておつてもこれを全戦没者の墓としているのが例である。收納した遺骨が全戦没者遺骨の一部であるということにこだわらず、観念的に全戦没者を含めた墓というようにしてほしい。

山 下 春 江 (衆議院議員)

井下氏と全く同意見である。外国の例をみても、全戦没者が象徴的にすべて祀られていることになつてゐる。

清水 私も山下氏と全く同意見である。墓は、総ての戦没者の墓として、國民が詣でるものでありたい。

山下 義 信 (参議院議員、海外戦没者慰霊委員会副委員長)

議事進行について申し上げる。本日限られた時間内に、各項目毎に決をとつて決めて行くことは難しいから、本日は意見開陳の会にしては如何。

私は、この問題は要約すれば二つの問題に限定されると思う。即ち、その一つは、全戦没者を象徴するところの墓にするか、或いは、かねてから政府の原案たる引渡先不明遺骨の納骨塔にするかということにある。

もう一の問題は敷地をどこに求めるかという問題であろうと思う。

大臣 それでは、墓の名称について、御意見をお願いいたします。

逢 沢 名称については、私共も遺族会の支部に指令して応募したが結局「無名戦没者の墓」だろうということだつた。

山清水下 異存がない。

大 臣 敷地、規模について如何。

山 下（春） 私は、靖国神社の隣に住んでいるが、神社の境内には、適当な地域がないと思う。大祭の時には今でも狭い感じがする。御遺族の気持ちに反するようであるが引揚援護局長の説明した、三宅坂附近という案がよい所ではないかと思う。宗教的な匂のないところがよい。私は、靖国神社を選ばないもの一人である。

逢 沢 問題は、敷地の広さである。外国の例をみても、それほど宏大な所はない。

大 谷（参議院議員）

現在の国民の気持が精神的に統一されたものは、天皇であろうと思う。皇居前の広場の一部を選定して天皇が戦没者の精神に思を寄せられ、或は日々心の礼拝でもして頂いて感謝の意を表されるようなことを考慮するとき、皇居前広場が適当と思う。

山 下（春）

日本の現状では、豪壯、華麗なもの望めないと思うけれども、中途半端なものを作るくらいならむしろ、国民の要望があつてから造つてほしい。造るとすれば品位のある立派なものを希望する。なお、敷地は皇居前は、適当でない。重ねて三宅坂附近を適当とする。

逢 沢

大谷氏の意見もよいが、墓が政府の考えているところでは、戦没者の一部の者しか葬られないものであるのに、天皇が日々礼拝され、一方靖国神社には礼拝されないということになつては困る。墓は儀礼行為の中心になるので、立派なものではなければならない。ただ敷地が問題である。

この墓は、将来国が営む全戦没者を象徴する墓になることとなるであろうことが考えられるに反し、一方靖国神社は現在のところ一宗教法人であるが故に国家がこれには関与しないことになる。墓と神社がこのように二に切り離されることになることは、関係者として忍び難い。それで墓は、靖国神社と切り離すことにしても敢えて、靖国の境内に建ててほしい。

井 下

墓は、環境のよいところが望ましい。例えばアメリカのアーリントン墓地はアメリカ大統領官邸の真正面の距離にして一〇キロか一五キロの方向にあり、大統領は、これを拜して政治をとつておると思う。豪壯ではないが、いかにも

殉国者を祀っている感がある。

私は、墓の位置は、田安門あたりがよいと思う。現存の施設のため今すぐというわけに行かないが、素晴らしい所である。

御 木（日本宗教連盟理事長）

宗教連盟は、五団体をもつて組織されており、靖国神社はこれに加つておらない。連盟としては、墓の建立地を一宗一派にへんした匂のないところを選ぶことを主張したい。遺族会では遺族の希望として靖国神社境内を希望されるということであるが、遺族の中にも、キリスト教、仏教、神道等があつて、全遺族が残らず靖国神社に建てることを喜ぶとは必ずしもいい得ないと考える。

受 田（衆議院議員）

無名戦没者遺骨を祀る墓は一千万円、二千万円程度の少額ではなく、相当の国費をもつてこれを建立しなければならぬ。先ず場所であるが、アーリントン墓地は、国立墓地として雄大である。私の希望としては、靖国神社に近く、且つ、国政の場所に近くという条件は難しいが、望ましい立地条件であり、結局千代田区内の、狭くても環境のよい場所を選ぶべきものと思う。

紅 露（参議院議員）

受田氏の御意見を、私は強く推したい。

山 下（義）

靖国神社は不可と思料する。墓の規模については、以前の打合せにおいて、金森徳次郎氏も大規模主義を述べておられた。

私見としては、政府において規模の大をとらず簡略でも奥ゆかしいものを建てるようお願いしたい。

しかし将来国民の要望があれば、又別に大規模な象徴的大記念碑を計画したらどうか。以上が我が海外戦没者慰霊委員会の考えておるところである。最後に、このような打合せは今後も開催し我々も招かれるのか。そういうことであれば、政府の方針に沿つて準備するようお願いしたい。

大 臣

そのようにいたしたい。

逢 沢

重ねて申し上げるが、本日述べた意見は、私見でなく、遺族の意見であることを了承されたい。

受 田

予算的に如何ほどで、どの程度の施設ができるという

うこと及び候補地も、三、四決めておかれたい。

紅 露 次会には大略の案を数件用意され、それによつて検討するようお願いしたい。

大 臣 御高見を承り感謝する。各位の御意見を参考としてあらゆる意味から国民の要望に沿うたものを建立するよういたしたい。

（以上）

【三四七】別添「無名戦没者の墓」(仮称)に関する打合会出席者名簿(昭和29年6月16日)

別添

「無名戦没者の墓」(仮称)に関する打合会出席者名簿

(昭和元、六、六一三、三)
厚生大臣室において

(衆議院)	自由党	菅家喜六
	改進黨	山下春江
	日本社会党(右)	受田新吉
(参議院)	自由党	大谷瑩潤
	緑風会	常岡一郎
	日本社会党(左)	三橋八次郎
	日本社会党(右)	三木治朗
	改進黨	紅露みつ
(関係団体)	日本遺族会副会長	逢沢寛
	日本宗教連盟理事長	御木徳近
	海外戦没者慰霊委員会副委員長	山上下義信
	全日本無名戦没者合葬墓建設会々々長	村上上義一
	日本英霊奉賛会常務理事	清水菊三
	靖国神社崇敬者総代	館水哲二
	日本建築学会々々長(代理社会理事)	井下龍彦
	日本造園学会々々長	中尾龍清
(都道府県)	全国知事会々々長	龍尾達也
	東京都知事(代理、建設局長)	
(関係各省)	内閣官房副長官	田上辰雄
	(代理総理府参事官主席)	大村筆雄
	大蔵省主計局長(代理主計官)	小林行雄
	文部省調査局長	小江操一
	建設省計画局長	澁江操一(黒沢技官)

(厚生省出席者)

厚生大臣
厚生政務次官
厚生事務次官
厚生大臣官房国立公園部長
厚生省引揚援護局長

草葉隆サ
中山マサ
木村忠郎
森本潔
田邊繁雄

【三四八】別添(一)「無名戦没者の墓」に関する打合会における引揚援護局長説明要旨(昭和29年6月16日)

別添(一)

「無名戦没者の墓」に関する打合会における引揚援護局長説明要旨

- 一 名称について

この墓の性格をどういうものにするかによつて決められるべきものと思うが、この墓に納める遺骨が、主として、海外戦没者の遺骨のうち、氏名の判明しないもの又は氏名が判明していても引き渡すべき遺族が不明である者等の事情にあるところから次の四つが考えられる。

 - (一) 無名戦没者の墓
 - (二) 無名戦士の墓
 - (三) 海外戦没者の墓
 - (四) 無縁戦没者の墓
- 二 墓の性格及び收納遺骨の対象について
 - (一) 收納遺骨の対象

説明が前後するが、墓の性格は、とりまなおさず、墓に收納する遺骨の対象によつて決まる訳で、先ず、その対象遺骨は、先に墓の名称についての説明の際にも述べたが詳しくは次のものが挙げられる。

 - (イ) 海外において戦没した旧陸海軍軍人、軍属の遺骨であつて氏名の判明しないもの、又は氏名が判明するが、引取遺族が不明のもの
 - (ロ) 海外において軍人軍属と概ね同様の事情のもとにおかれ戦闘行為により死亡した一般邦人の遺骨であつて、氏名が判明しないもの又は氏名が判明するが、引取遺族が不明のもの

なお、内地において戦没した旧陸海軍軍人軍属の遺骨及び一般邦人の遺骨であつて、氏名が判明しないもの又は氏名が判明するが引取遺族が不明なもの及び極めて特殊なものとしては、奉天忠霊塔納骨遺骨の持帰分が目下政府機関で仮安置中であるが、これらの遺骨もこの墓に收納することといたしたい。又一旦遺族に引き渡された

遺骨の分骨を遺族の申出により收納することは、この墓の性格からしていたさないこととしたい。

墓の性格は、上述したような收納対象遺骨から導かれるとおり、端的にいえば、戦没した者の無縁遺骨を收納する納骨施設である。したがって、この墓は、全戦没者を祭祀する靖国神社とは、根本的に性格を異にし、両者はそれぞれ両立しうるものである。

又この墓は、外国における無名戦士の墓とも異なるものである。外国における無名戦士の墓は、国営の戦没者の墓から一体を移し、これによつて全戦没者を表徴するものとする建前をとつておるのであるが、今回国において建立する墓は、このような趣意は含まれていない。この面からも靖国神社とは趣を異にする。

敷地及び規模構造について
敷地については、一部に靖国神社境内又はその近接地を選ばれたいとの要望があるが、又一部ではこれに対し積極的な反対もある。

政府としては、現在までのところ、遺族の参詣等の利便をも考慮し、「東京都内の交通機関も便利な場所」ということを考えている。又財政上の都合も考慮し、結局は、国有地ということにならうと考えている。

具体的には国有用地たる三宅坂附近等が候補地となるのではないかと考えている。

次に規模についてであるが、先づ、規模については、現下の困難な財政事情をも察し、財政当局とも連絡を密にして考えてゆくようにしたいと思う。

国としては、徒らに規模の大を誇るといふようなことを排し、前述したこの墓の性格からみて、当を失しないようなものであり且つ、品格もあるものとして考えている。

構造については、この施設が一派に特有な宗教的形象を伴わないようにするのは勿論であるが、具体的には敷地の決定を俟ち、その場所環境に合致するものとしたらうと考えている。構造の決定に当つては、今後建築、造苑、彫刻その他の専門家の意見を聴き決定するようにしたい。

四 計画及び工事の時期等について

計画設計は本年度中に終るようにならうとし、工事は明年度より着手するようにしたい。

したがって設計に要する経費は本年度予備費をもつて、工

事に要する経費は、明年度本予算においてそれぞれ計上されるよう財政当局と折衝する考えである。

五 建設後の維持管理について

政府の施設であるから維持管理の責任は国にあるが、政府が直接維持管理に当るか、適当な団体に委託してこれに当らせるかはなほ各方面の意見を聴いたうえ決めるようにしたい。

【三四九】「無名戦没者の墓」に関する打合せにおける引揚援護局長説明要旨（昭和29年6月16日）

「無名戦没者の墓」に関する打合せにおける引揚援護局長説明要旨

一 名称について

この墓の性格をどういうものにするかによつて決められるべきものと思うが、この墓に納める遺骨が、主として、海外戦没者の遺骨のうち、氏名の判明しないもの又は氏名が判明していても引き渡すべき遺族が不明であるもの等の事情にあるところから次の四つが考えられる。

- (一) 無名戦没者の墓
- (二) 無名戦士の墓
- (三) 海外戦没者の墓
- (四) 無縁戦没者の墓

二 墓の性格及び收納遺骨の対象について

(一) 收納遺骨の対象

説明が前後するが、墓の性格は、とりもなおさず、墓に收納する遺骨の対象によつて決まる訳で、先づ、その対象遺骨は、先に墓の名称についての説明の際にも述べたが詳しくは次のものが挙げられる。

- (イ) 海外において戦没した旧陸海軍々人、軍属の遺骨であつて、氏名の判明しないもの、又は氏名が判明するが、引取遺族が不明のもの。
- (ロ) 海外において軍人軍属と概ね同様の事情のもとにおかれ戦闘行為により死亡した一般邦人の遺骨であつて、氏名が判明しないもの又は氏名が判明するが、引取遺族が不明なもの及び極めて特殊なものとして、奉天忠霊塔納骨遺骨の持帰分が目下政府機関で仮安置中であるが、これらの遺骨もこの墓に收納することといたしたい。又一旦遺族に引き渡された遺骨の分骨を遺族の申出により收納することは、この墓の性格からしていたさないこととしたい。

なお、内地において戦没した旧陸海軍々人軍属の遺骨及び一般邦人の遺骨であつて、氏名が判明しないもの又は氏名が判明するが引取遺族が不明なもの及び極めて特殊なものとして、奉天忠霊塔納骨遺骨の持帰分が目下政府機関で仮安置中であるが、これらの遺骨もこの墓に收納することといたしたい。又一旦遺族に引き渡された遺骨の分骨を遺族の申出により收納することは、この墓の性格からしていたさないこととしたい。

(二)墓の性格

墓の性格は、上述したような収納対象遺骨から導かれるとおり、端的にいえば、戦没した者の無縁遺骨を収納する納骨施設である。したがって、この墓は、全戦没者を祭祀する靖国神社とは、根本的に性格を異にし、両者はそれぞれ両立しうるものである。

又この墓は、外国における無名戦士の墓とも異なるものである。外国における無名戦士の墓は、国営の戦没者の墓から一体を移し、これによつて全戦没者を表徴するものとする建前をとつておるのであるが、今回国において建立する墓は、このような趣意は含まれていない。この面からも靖国神社とは趣を異にする。

三 敷地及び規模構造について

敷地については、一部に靖国神社境内又はその近接地を選ばれたいとの要望があるが、又一部ではこれに対し積極的な反対もある。

政府としては、現在までのところ、遺族の参詣等の利便をも考慮し、「東京都内の交通機関も便利な場所」ということを考えている。又財政上の都合も考慮し、結局は、国有地ということにならうと考えている。

具体的には国立国会図書館用地たる三宅坂等が候補地となるのではないかと考えている。

次に規模についてであるが、先づ、規模については、現下の困難な財政事情をも察し、財政当局とも連絡を密にして考えてゆくようにしたいと思う。

国としては、徒らに規模の大を誇るというようなことを排し、前述したこの墓の性格からみて、当を失しないようなものであり、且つ、品格もあるものとしてたいと考えている。(どの程度の予算となるかは、計画の決定を俟たなければいえないところであるが、目下の見込みとしては、敷地を除いて五千万円以上にはなるのではないかと思う。)

構造については、この施設が一派に特有な宗教的形象を伴わないようにするのは勿論であるが、具体的には敷地の決定を俟ち、その場所環境に合致するものといいたしと考えている。構造の決定に当つては、今後建築、造花、彫刻その他の専門家の意見を聴き決定するようにしたい。

只今のところとしては、中心となる墓の外、芸術的彫刻を配した記念碑、噴水施設、これを中心とする植樹(各都道府県より

寄贈)、外柵並びに附属施設(休憩室、管理人住宅)を考えている。

四 計画及び工事の時期等について

計画設計は本年度中に終るようにならうとし、工事は明年度より着手するようにしたい。

したがって設計に要する経費は本年度予算をもつて、工事に要する経費は、明年度予算においてそれぞれ計上されるよう財政当局と折衝する考えである。

五 建設後の維持管理について

政府の施設であるから維持管理の責任は国にあるが、政府が直接維持管理に当るか、適当な団体に委託してこれに当らせるかはなお各方面の意見を聴いたうえ決めるようにしたい。

日遺特第四十六號

昭和二十九年十月十日

財団法人 日本遺族会

会長 高橋 龍 太郎

厚生大臣 草葉隆円 殿

無名戦没者の墓(仮称)の建立位置に関する件

首題の件につきましては、本会としては、靖国神社の境内を御選定下さるよう御願いたします。

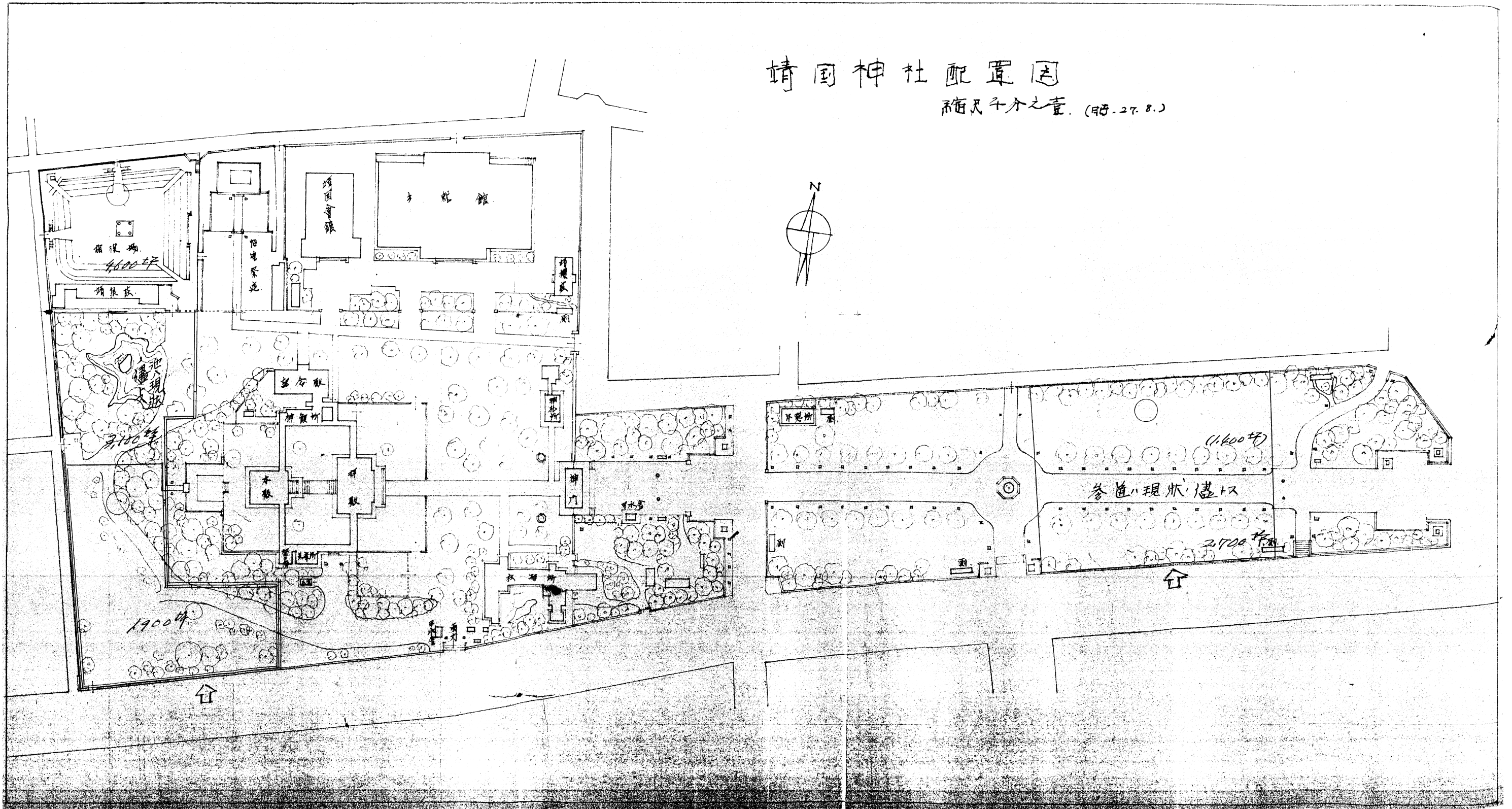
追つて

- (1) 靖国神社境内のうち別添図面に黄線を以て示した区劃のいづれかを御選定願います。〔*1〕
- (2) 御選定の区劃については靖国神社から国に寄贈し、国有地とする。(このことについては靖国神社においても諒承済みであります。)

〔*1〕 資料番号三五二「靖国神社配置図」がこれに該当する。

靖国神社配置図

縮尺千分之二 (昭27.8.)



【三五二】「無名戦没者の墓」の建設に関する資料
（昭和31年9月10日）

「無名戦没者の墓」の建設に関する資料

昭和三十一年九月十日
厚生省引揚援護局

目次^{（*）}

- 一 「戦没者の墓」を国において造営する場合の問題
 - 二 戦没者納骨施設についての打合せ記録（昭和二十八年十月六日）
 - 三 懇談会記録（昭和二十八年十一月十二日）
 - 四 「無名戦士の墓」に対する意見書
 - （一） 財団法人日本遺族会
 - （二） 財団法人日本宗教連盟
 - （三） 同 海外戦没者慰霊委員会
 - （四） 同 全日本無名戦没者合葬墓建設会
 - 五 「無名戦没者の墓」に関する件（昭和二十八年十二月十一日閣議決定）
 - 六 「無名戦没者の墓」に関する説明資料
 - 七 「無名戦没者の墓」に関する打合せ議事記録（昭和二十九年六月十六日）
 - 八 「無名戦没者の墓」に関する寄附について
- 「戦没者の墓」を国において造営する場合の問題
- 昭、二八、九、二六
次長
総務課長
真田法制局参事官
文部省宗務課長
- 第一 「墓」の概念

(1) 刑法第百八十八条は、「墓所」に対する不敬を、第百八十九条は、「墳墓」の発掘を、それぞれ罪としている。このことは、「宗教の事実」は、国民生活の重要な文化的事実であり、又宗教的感情は、国家生活の基礎的な事実でもあり、従つて宗教的生活に関して存立しているところの一般風習は、これを侵害する行為に対して保護することが文化国家の共通の現象である（木村亀二「刑法各論」ところから設けられた規定である）。

従つて、刑法において、「墓所」又は「墳墓」が保護の客体とされるのは、これらが一般に宗教的礼拝の場所であり、その宗教的神聖は、侵されてはならないからである。

(2) 次に、「墓」が宗教学上いかに措定せられているかについては、なお検討を要すべきところであるが、日本に弘通する宗教において、「墓」が礼拝の対象となるべき宗教上の有形的象徴であることを否定するものはない。

第二 「戦没者の墓」の造営と憲法に規定する「国の宗教的活動」との関係

「墓」の概念には、前記の如く、宗教的意味が内包されているが、国が「戦没者の墓」（以下「墓」という。）を造営することは、「国及びその機関は、宗教的教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」との憲法第二十条第三項の規定には次のような事由で抵触しないものと解すること。

(1) 国において造営する「墓」は、特定の宗教に固有の形象を伴わない構造とすること及び造営後の「墓」については、国がその維持管理に当ることとするが、その範囲は、清掃、献花を行うに止め、一切の宗教的行事を行わないものであること。

(2) 憲法第二十条を承けた教育基本法第九条は、第一項において「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。」と規定し、続いて第二項において「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他の宗教的活動をしてはならない。」と規定しているが、この規定にも窺われるとおり、もともと憲法第二十条第三項の規定が設けられた趣意は、国及び地方公共団体が特定の宗教と結合し、国民に特定の宗教を強制し又は特定の宗教の助成を図ることを禁遏することにあるのであつて、国が特定の宗

派教義と結合することのない「墓」を造営し、且つ、維持することは、日本国憲法の否定するところではないこと。

(3) 国がこのような「墓」を造営し、且つ、維持することは、今日、その憲法上国の宗教的活動を禁止している世界の主要国においても範例をみうるところであり、又日本国憲法前文にいう「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにする」ことにも副いする所以であること。

二 戦没者納骨施設についての打合せ会

昭和二八、一〇、六
午後三時から五時十分まで
次長室において

本庁側 次長、総務課長
参集者 日本遺族会 徳永、日宗連 真溪、慰霊委員会 岸田、合葬墓建設会 横山、新井、安藤。

真溪氏 墓とは、本質的には宗教とは関係のないもので、仏教では昔は重きを置かなかつたものである。寺の経済的財政的な関係で作られたもので、寺とは切離すべきであるとの強い意見も出ている現状である。

墓（墳墓）は、宗教前のものであり、宗教後のものである。宗教的な施設ではない。単に故人を偲ぶよすがとされたものである。

総務課長 憲法上宗教活動をしてはならないとは、日宗連では、如何に考えておられるか

真溪氏 特定の宗教活動を禁じたものと解している。

真溪氏 墓地、埋葬等に関する法律には、「墓」の定義もあり、「墓地」の定義もある。又第一条には墓地、納骨堂又は

火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。とあり墓を建設すること自体は、憲法上何等支障のないものと解する。

次長 墓を国で建設することの可否については、参集者 全員意見の開陳あり

結論 引き取り手のない戦没者の遺骨を国の責任において墓を建て埋葬することは当然のことである。

その規模、構造を如何にするかは、官民合同の委員会の如きものをつくつてやることは、別として、国の費用において国の責任において建設することは、強く賛意を表する。

(附) 横山氏 国で建設することに賛成である。建設会としては発会の当初からその意図であつたので、当時国としては、やろうとしても出来なかつた状況にあつたので建設会がこのことを推進してきたのである。政府において正式に決定した既には、私共建設会は、発展的解消するものとしてよるこびに堪えないところである。基金募集もその時期において中止する考えである。現在六〇〇万円集まつている。計画では一億五六千集めれば、建設費に八〇〇〇万を使つても今後の維持管理ができると考へていた。

このことにつき大臣に説明を願うこととなるが、皆様を含めたと上司の方々ということになると思うが、如何なる方々がよろしいか
これに関し左のとおり推挙された。

日宗連 吉田
遺族会 館
慰霊委員会 佐藤、山下
合葬墓 村上、安藤
政府側推薦 金森徳次郎

三 懇談会 記録

二時 次長開会挨拶

十一月十二日午二時
厚生大臣官邸

○遺骨について

南方八島及びアツツ収集分

七五七柱

四六柱遺族引渡

七一柱復員局仮安置中

その他局保管分

約四〇、〇〇〇

内

三七〇〇〇奉天忠霊塔持帰分

(日清、日露分あり)

○本庁遺骨収集計画腹案の説明

東部ニューギニア、ソロモン、ギルバード等諸群島。

外務省を通じ豪州政府に折衝中。
別紙計画案による。

○閣議了解事項説明

備考の2について説明

現在遺骨及び将来収集遺骨の納骨施設を設け、(復員局の仮安置の処置を検討) 本格的解決をしたい。

村上先生、団体等とも連絡了解を得、先般これは政府において墓を建設することにした。

県単位で墓を建て、国は全国的に一つ建てる。

閣議決定案について、関係団体事務局とも打合せ、合葬墓建設について、文部省、法制局に憲法上の解釈について検討して貰つたが、「墓」の建設には支障なからんと結論を得た。

慰霊行事

○上月―国は物質として納骨施設を建てるもので、慰霊として精神的な扱いとしてはしない。国家は物質として扱う範囲に限られるのではないか。
慰霊の面では宗教連盟に任せるとはしないか。
今度納骨するのは無縁者の遺骨の引渡しができんから納骨施設を国が造るのではないか。

○総務課長―無縁遺骨とは、死没者の氏名は判明しているが、当該遺骨と確認できないものなのだ。

○上月―無縁とは勿論そのようなものも含んでいるものである。山下―無縁遺骨の引渡を要求する遺族多数が出た場合法制的に一括収納しておく旨の法制化が必要でないか。―将来の問題として。

次官 二時半過来場

○金森―なぜ国家が国費を出して納骨施設を造らねばならぬか。感謝、記念、追憶とかの客体として、物的収納施設にこの意味を含ませるが故でないか。これは主義ではなく質問だ。

国が施設を造るには感謝の記念塔(シンボル)として国民の精神的な意味でやるんだという意味があるのではないか。

若しかかる意味からならば、もつと徹底し、立派な墓を造るべきではないか。

○村上―全くそのような趣旨から合葬委が出来た。また国民道

義の昂揚、感謝の気持を現わそう、……という意味からだ。

○大臣―三時来場一般説明

皆さんの意見をきき、結構な方法(閣議決定の線)にもつて行きたい。急ぐ訳ではないが、荏苒延すも国民感情にそわないので、充分意見をきいて行きたい。

○前田―墓を国が建て、祭はしないというのは、国の掟もあらうが、国民感情に合わぬじやないか。

○安藤―憲法解釈が窮屈過ぎやしないか。このことに限らず、政教分離の考え方がきつじやないか。

○金森―宗教的儀式はいかぬが、一種の民官的常識的に追憶して故人の業績を讃える式の行事ならばよからう。

○安藤―委託したらどうか。

○金森―委託でやることは国がやることだ。それはまずいが、民間にやらせて、国が側面から何かと世話するというのであればよい。

○館―私は靖国神社に関係しているが、靖国神社は宗教法人ではあるが、宗教法の埒外にあり、国民感情と、一般的な受方からして、宗教法人である以外の何か効能が現在作用しているのではないか。

○村上―納骨遺骨は遺族から遺品又は引渡済みの遺骨分骨を受付けないと限定されるのは角が立つのではないか。これは全体を象徴しており、その一部を必ずしも収納せねばならぬ要はないと納得させたらどうか。

○田邊―右の様な分명한遺骨遺品も受付けるとなるとこの墓に収める客体がぼやけて収集過多の事態なども考慮してだ。

○村上―一定期間を設けて希望者は受付けたらどうか。その点金森の問題は心配なからうと思う。賛成者多し。

○安藤―墓を政府が建て、霊は民間団体で慰めるというのでは主体がぼやけるのではないか。

懇談事項九は冷たいから暖い表現を使えんか。

○安藤―海外戦没者の範囲如何。内地はどうか。(田邊―内地金森には殆んど例なし。金森―物質でなく觀念だ。)奄美大島など直ぐに問題となる。検討を要す。

○安藤―戦没の意味如何。戦死者ばかりではない。玉碎、一般人も含む。

○山下―私は考え方が狭いかも知れんが、今役所の棚のうえに塵をかぶつてある遺骨の収納施設を「墓」として造るん

だ。これが国会で考えているのは、この線だ。

○安藤―山下君、今の意見でも、一度できたら亦造るというこ

とはできぬではないか。当然処理はそうかも知れんが全
体を考えて臨むべきでないか。

○田邊―山下先生の線で最初は出発したが、遺族会から特に申
出があり、海外戦没者という全体の対象に発展したんだ。
靖国神社は宗教の線を越えて魂の憩の場所に現在なつて
いる。

右神社と別して観念的に拡大した対象の合葬墓設置の
要なからうとの意見により前述のような線が出てきた。

○金森―第一に海外の定義―時代と共に変わる。杜撰だ。要検討。
第二空中散華のものもある。感謝の客体として、物的
収納施設以外に考えに入れる対承を検討すべきでないか。

○大臣―内地と海外をどうするか。軍人、軍属の問題。
二、限られた物的収納施設でも、精神的には全体を含
んでということ、神経質に考えぬともそうなつて
行くんじゃないか。

○大臣―「海外」をとり「戦没者」でよいではないか。政府の
山下 基本的対象は軍人、軍属で、暗々理に範囲を広める。そ
うなると設備ではないか。

○安藤―軍人、軍属に限定することは差別待遇甚だしい。
○大臣―「海外」と「軍人、軍属」については―遺骨の実体は
砂や石かも知れん。然し、援護法等内政上関係も深く、
閣議了解の海外にある日本人戦没者の遺骨の収集納骨、
収納施設の問題を検討して頂いているので、対象は軍人、
軍属を主眼とし、それに一般邦人が混るのもある。

○大臣―「無名戦没者の墓」ではどうか。 結構―安藤
山下

○安藤―建設地は都内に限らねばならぬか。
一時席はずす

○大臣―広く国民が奉賛会的組織を設けて協力することは大い
に結構と思う。 村上、安藤―賛成

○村上―集めた金は合葬墓建設の金である。その金が建設した
墓の管理又は庭園設備に使うことには異論あり。

○大臣―寄附を国庫に入れて支出するか、別個に使うか。 村
村上―別個に支出した方がよい。 大臣―寄附を予算に
入れるには問題がある。

○大臣―今後、奉賛会を設け、その組織に村上さんの方が合体

とするということは異論ありませうな。
○村上―奉賛会は今後継続する組織ということであろうが、
吾々は墓建設の資金として広く国民に感謝の喜捨を行う
チャンスを与えるという意味でやつてきたのであるから、
大臣のそれはまずい。建設費に充てたい。

〔※1〕 四「無名戦士の墓」に対する意見書以降の資料は省略
した。

【三五三】「無名戦没者の墓」（仮称）に関する第二
回打合会議事記録（昭和31年12月3日）

「無名戦没者の墓」（仮称）に関する第二回打合会議事記録

- 一、日時 昭和三十一年十二月三日 午前十時
- 二、場所 厚生大臣室
- 三、出席者 別添名簿のとおり
- 四、議事経過 別添のとおり

昭和三十一年十二月三日一〇時〇〇
厚生大臣室において

「無名戦没者の墓」（仮称）に関する打合せ発言要旨（敬称略）
（小林厚相） 挨拶 別紙を挿入

（逢沢遺族会副会長） 遺族会としては、この問題に深い関心を
もっているが、靖国神社との関係について非常に心配してい
る。靖国神社に祀られる二百万の英霊と、墓に納める八万の
御遺骨と同じに考えられることはないと思うが、遺族とし
ては墓の建設によって両者が二分されることに不安をもつ
でその主旨について伺いたい。

（小林厚相） 墓を建設する主旨は、現在一時お預りしている御
遺骨、いわば無縁佛を早く葬って上げたい点にあるのであつ
て、靖国神社と二分する考えはもっていない。むしろ靖国神
社の御発展を祈念している次第である。

（逢沢） 靖国神社が現在のままの状態であつてはならないので、
精神的にも、経済的にもこれをもりたてていくような国家的
措置をとって貰いたい。墓の建設によって靖国神社の問題が
遅れたり、二分したりしてはいけない点については、異存が
ないと思うが、この問題についても積極的に協力するとの言
葉を賜りたい。

（小林厚相） 二分化されるものでないことを重ねて申し上げた
い。

（砂田全国戦争犠牲者援護会々長） 葬るべき遺骨の中には、靖
国神社にお祀りできない方の遺骨も含まれているので早くお
墓を建てたい。このことは二十八年十二月十一日吉田内閣の
閣議で決定されていることでもあり、村上さんも合葬墓建設
会を作つて資金を集めておられ、皆の痛切な念願である。墓

の建設を靖国神社とからませると面倒になるから切り離すべきである。靖国神社は伊勢神宮、明治神宮、護国神社とともに宗教法人とみとめるべきでなく、宗教団体や憲法を超越した、国を守る神として信教を離れて皆があがめているものであり、これらは宗教団体を超越するものとして助長、保護すべきものとする。それはそれとして別途全力を尽して行きたい。

差し当り墓の建設は国の経費でやるが、靖国神社と対立するものではない。むしろ靖国神社の近くにできるのだから、その外苑とし、将来は墓の管理も靖国神社が奉仕する考えでもって行かれない。墓の建設はなるべく急いで三十一年度予備金で地鎮祭をやる位までに進められたい。用地は宮内庁で提供して下さるところまで来ているのなら残った土地に宿舍を作らないで、宿舍のためには別に土地を心配することにして、この地域全部を墓地に使わせる程度に考慮して貰いたい。

(山下海外戦没者慰霊委員会副委員長) 海外戦没者慰霊委員会及び社会党を代表して申述べる次第であるが、今回の決定については、感謝に堪えない。敷地についても異議はない。又葬るべき遺骨の範囲を可能な限り広げるといふ意見についても異議はない。なお、この際特に社会党として次のことをお願いしておきたい。

- 一、墓は国民の総意によつて建設されるものであることを明らかにするため立法措置を講じていただきたいこと。
 - 二、運営管理を公平にするため諮問機関を設けられたいこと。
 - 三、地方にこの種の計画が乱立しないように考慮されたいこと。
- 最後に先刻お話が出たので蛇足を加えておきたいと思うが、墓と靖国神社の関係について遺族や神社側で心配される気持は御尤もなことと思う。両者は別の問題であるから、今すぐ問題にはならないとしても関係して将来の問題としたい心持を推察するにやぶさかではない。今、墓の問題の希望についてこの会議に出席する前に、社会党として、正式の協議会をもつたが、その席で靖国神社についても話し、正式に考え方をまとめたのではないにしても、将来の在り方としては、現状の俚であつてはならない点については、意見統一ができたと思う。よい方法ができたならば、御協力いたしたいことを申述べる。

(館 靖国神社崇敬者総代) 墓の建設は結構だが、さき程お話があつたように靖国神社も国全体でこれを護持して行くよう

に考慮いただきたい。靖国神社が偶々宗教法人に入れられたのは、当時そうしなければ潰されて了う怖れがあつたためであつて、宗教法人と同じものとは考えておられない。現に靖国神社は神社本庁にも入っていない。

(堀内戦争犠牲者援護会理事長) 宮内庁との交渉の経過を説明してもらいたい。

(田辺引揚援護局長) 地図によつて現場説明

(堀内) この際宮内庁用地の一部といわないで全部を墓の用地としてどうか。この前の委員会でいま局長の説明した案に決定したというのなら、今日のこの委員会で宮内庁用地全部を使用するよう決めたい。

(田中内閣官房副長官) 用地については将来広げることありうるが取り敢えずはこの案を進めたい。

(堀内) 将来は広げるといふ前提ならよろしい。

(砂田) 政府の都合もあろうから、その辺は政府に委せることとしてともかく早く推進して貰おうではないか。

(小林厚相) 御賛同を得て、ありがとうございます。

「無名戦没者の墓」(仮称)に関する第二回打合せ出席者名簿(敬称略)

- (衆議院)
- 自由民主党 原 健三郎
 - 日本社会党 受田新吉
 - (参議院)
 - 自由民主党 紅露みつ
 - 自由民主党 大谷瑩潤
 - 緑風会 常岡一郎
 - 日本社会党 三木治朗
 - (関係団体)
 - 全国戦争犠牲者援護会々々長 砂田重政
 - 副会長 橋本龍伍
 - (*) 元全日本無名戦没者合葬墓建設会々々長 村上義十
 - (代理) 佐々木正人
 - 日本遺族会副会長 逢沢亀次郎
 - 事務局長 林屋正利
 - 徳永正利

- 日本宗教連盟理事長(代理) 事務局長 西村敬太郎
- 海外戦没者慰霊委員会副委員長 滝沢清
- 事務局長 山下義信
- 日本英霊奉賛会理事 岸田到
- 靖国神社崇敬者総代 橋本洋
- 日本建築学会々々長(代理理事) 館哲二
- 日本造園学会々々長(代理理事) 菊竹倉二

- (都道府県)
- 全国知事会々々長(代理事務局長) 宮内武弥
 - 東京都知事(代理 霊園課長) 井上武男
- (関係各省)
- 内閣官房副長官 田中栄一
 - 内閣総理大臣官房総務課長 山本浅太郎
 - 大蔵省管財局長 正示敬次郎
 - 文部省調査局長(代理 宗務課長) 近藤春文
 - 建設省計画局長(代理施設課長) 伊藤良二
 - 佐藤昌

- (厚生省出席者)
- 厚生大臣 小林英三
 - 厚生政務次官 山下春江
 - 厚生事務次官 木村忠二郎
 - 厚生省大田官房人事課長 栗山康平
 - 総務課長 牛丸義留
 - 企畫課長 堀岡吉次
 - 企畫室長 黒木利克
 - 国立公園部長 川嶋三郎
 - 管理課長 甲賀春一
 - 厚生省引揚援護局長 田邊繁雄
 - 厚生省引揚援護局次長 美山要蔵
 - 総務課長 中村光三
 - 復員課長 板垣徹
 - 業務第二課長 浮田信家

別紙

厚生大臣挨拶要旨(十二月三日打合せ会冒頭)

本日は、かねがね懸案となつておりました「無名戦没者の

墓」につきまして、御高見を拝聴いたしたく御案内申し上げます。またところ時局柄御繁忙の中を萬障お繰り合せ御出席をいただき厚く感謝申し上げます。

さて、「無名戦没者の墓」につきましては、御承知のように一昨年六月第一回の打合せ会を開いたのでありますが、当日は、すでにお手許にお配りいたしております打合せ会記録にも残されておりますように、墓の規模、構造等については意見を開陳されるにとどまり、論議の中心は、墓をどこに建てるか、つまり、墓の敷地をどこに選定するかに集中したのであります。その結果、「厚生省で、千代田区内の三宅坂附近に案を樹てよ。次回は、これによって検討したい。」という結論となったのであります。

その後、厚生省では、この御意見にしたがつて、もっぱら敷地の物色にあたり、昭和二十八年の閣議決定にそつた立地条件を備える場所として今日、この後御検討を傾むすこととなる千鳥ヶ淵水上公園前の宮内庁用地を候補に挙げ、関係省庁とも折衝にあたってまいつたのであります。しかし、関係団体等において、異つた意見要望が提案される等の事情もありまして決定にいたらないまゝ今日にいたつていた次第でございます。

幸い、この度は、去る二十八日の閣議におきましてこの問題がとり上げられ、閣僚の間においても、さきに申し上げました千鳥ヶ淵水上公園前の宮内庁用地が最も適切な候補地ではないかとの意見の一致をみたのでございます。したがいまして、墓に関するじ余の問題は別の機会に御検討をお願い申し上げることといたしまして、本席におきましては、敷地の問題についてのみ御審議をいたゞき、且つ、是非右の千鳥ヶ淵に最終決定といたしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

〔※一〕

理事長 堀内一雄
常務理事 額田坦

【三五四】無名戦没者の墓（仮称）の設置に関する立法について（昭和三十一年十二月三日）

無名戦没者の墓（仮称）の設置に関する立法について

次の諸点を理由として、無名戦没者の墓の設置に関しては、これを立法化する必要がある。

- 1 無名戦没者の墓の設置が国民の総意に基くことを立法の形式により明確にし、墓の権威を高めることが望ましい。
- 2 墓の性格を明らかにし、収骨範囲等も明確にしておくことが望ましい。
- 3 墓の管理及び慰霊行事について、明確にしておくことが望ましい。
- 4 所管庁が具体的に収骨、墓の管理及び慰霊行事に関する決定を行うにあつて決定的に参与する諮問機関の設置が望ましい。
- 5 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）との調整を規定することが望ましい。

【三五五】無名戦没者の墓（仮称）設置法案要綱（昭和三十一年十二月三日）

無名戦没者の墓（仮称）設置法案要綱

- 一 この法律は、国が無名戦没者の墓を設置して、無名戦没者の遺骨を収納するとともに、その慰霊行事を行い、その霊を安らかにすることを目的とする。
- 二 この法律で「戦没者」とは、政令の定める軍人、軍属及びこれと同視するを相当とする者で、事変又は戦争において戦闘その他の公務又はこれと同視するを相当とする事由に基いて死亡したものをいう。
- 三 この法律で「無名戦没者の遺骨」とは、戦没者の遺骨であつて、その戦没者の氏名の判明しないもの又は氏名は判明しているがその遺族の不明なもの及びこれらと同視するを相当とする遺骨をいう。
- 四 国は、無名戦没者の遺骨を収納するため、無名戦没者の墓を東京都に設置する。
- 五 国は、毎年一回以上、無名戦没者の墓において、その慰霊行事を行う。
- 六 厚生大臣の諮問に応じ、慰霊行事その他無名戦没者の墓の運営管理に関する事項を審議するため、無名戦没者の墓管理審議会（仮称）（以下「管理審議会」という。）を置く。
- 七 管理審議会は、戦没者の遺族、宗教家又は宗教に関し学識経験のある者及び関係行政庁の職員のうちから厚生大臣の任命する 名の委員で組織する。
- 八 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）に関し、無名戦没者の墓及びこれに収納する無名戦没者の遺骨につき必要な特例を設ける。
- 九 その他必要な事項は、命令に委任する。